

(案)

1 1 原委第 5 1 号
平成 1 1 年 7 月 2 3 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原子力研究所大洗研究所における廃棄物管理事業の
変更許可申請について（答申）

平成 1 1 年 5 月 1 2 日付け 1 1 安（廃規）第 4 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 5 1 条の 5 第 3 項において準用する同法第 5 1 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。